

令和 8 年 度

事業計画書



今年も雪が降りました。

社会福祉法人 徳成会

特別養護老人ホーム 悠樂園

令和8年度事業計画書目次

I、法人、全事業	
1、概要	1
2、災害対策	2
3、保健衛生	3
4、食事	4
5、職員研修	5
6、建物、設備等の保守点検、リニューアル、入替	6
7、光熱費の高騰	6
8、技能実習生	6
9、配置医師の交替	6
10、砂防ダム工事計画	7
協議事項① 移設が必要となる構造物	8
協議事項② 移設。再設置が必用となる構造物	9
協議事項③ 施工時の第2駐車場の借用について	10
II、介護老人福祉施設悠楽園(特別養護老人ホーム悠楽園)	
1、概要	11
2、生活処遇目標	11
3、行事	11
4、地域交流	12
III、在宅介護サービス、生活支援ハウス	
1、概要	13
2、行事予定	13
IV、月別実施行事、研修等の予定	
1、法人、介護老人福祉施設、来園者、及び職員研修	14
2、介護老人福祉施設日課予定	16
3、通所介護日課予定	17
4、生活支援ハウス年間行事計画	18

I、法人、全事業

1、概要

令和2年から蔓延した新型コロナウイルスによる感染症により世界全体が振り回されてきた。当初は重症化したものの昨今では症状も軽くなり、令和5年より感染症法上では5類に分類され、規制も緩くなった。施設の対応と世間での対応の乖離が出てきて、ご家族の皆様にはご理解を頂いているが、どこまで厳密に感染対策を行うか、試行錯誤している状況である。令和7年度は施設内感染は発生しなかった。

又、令和7年1月初めより、インドネシアから2名の女性が特定技能の実習生として入職している。令和8年は2月末からさらに2名の女性が入職予定である。今回は先輩の実習生がいるので、コミュニケーションに関しては問題ないと考える。彼女らの指導を通じて、仕事の内容、手順等を基本的に見直し、既存職員も共に資質を高めて行きたい。

利用者に対する処遇としては、業務改善計画を作成し、各委員会による感染症、食中毒予防、災害対策、褥瘡対策、身体拘束等適正化、事故防止、安全対策、人権擁護、虐待防止、職場環境づくり、事業継続、法令順守、個人情報、プライバシー保護の各研修と自衛消防訓練、災害訓練に取り組んでいる。

職員全員が委員会毎の理念や意義を意識する様に1年毎に委員会の担当を替え、各担当がテーマを決め講師として発表する様にしている。もう一度基本に振り返りご利用者やご家族との視野の広い長続きする信頼関係を築いていく事を法人の目的としたい。

又、当法人の事業決算が、令和元年以降7年連続で収支がマイナスとなっている。原因は当然収入に対し支出が多いのであって、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、光熱費等の物価上昇なども考えられるが、もっと経営努力が必要である。収入に関しては病院への入院する人が多く、稼働率が低下しており、幅広い症状の利用者に対応できる様にし、早期に空床を解消する必要がある。支出は主に人件費率が上昇しており現在70%以上迄達している。全国平均に照らしても、あと2から3%下げる必要がある。要因は時間外労働の多さや派遣職員の採用であると分析している。現在経営改善委員会を立ち上げ、分析、改善、実施、評価の順で取り組んでいる。

2、災害対策

平成29年1月、内閣府から「避難勧告等に関するガイドライン」が示された。これに基づき当施設の「非常災害対応マニュアル」を見直し、避難訓練を行った。当施設の一部は土砂災害警戒区域に指定されており、令和元年度に現地調査があった。近年、土砂の崩壊や流出は認められないが、水を多く含む軟弱地盤で、今後流土化の恐れがあると判断された。結果、建物の南側の西谷川上流に砂防堰堤の設置を宇陀市に要望した。令和3年度は砂防堰堤の管理用道路設計に伴う地質調査が行われた。令和4年度は管理用道路の設計変更に伴う地質調査が追加で行われた。令和6年度は施設を含む周辺の測量が行われ、新たな進入路が計画された。令和7年は新たな進入路に関するボーリング調査が行われた。

工事着手にはまだ2から3年はかかりそうである。建物自体は、建築当時の地質調査やボーリング井戸のデーターを基にした複数の専門家の意見によれば、いずれも「300m以上の岩盤の上に建築されており、他の地域に避難するよりは安全であろう。施設内のより安全な区域に避難すれば。」と助言を頂いている。市の見解も同様で、当施設が市の福祉避難所に指定されている。ただ昨今の異常気象で想定外の災害も発生しているので、万が一の場合の助け合いを近隣施設で連携しようと、奈良県老人福祉施設協議会のネットワークが確立されている。このようなネットワークが活用される様な事があれば大変な事態であるが、備えあれば憂い無しである。災害に対しては万全を期しているはずであるが、非常食の入れ替え等毎年確認する様にしている。令和5年度は「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に災害対応、感染症対応の事業継続計画（BCP）を作成した。災害や感染症が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時 対応業務の発生による人手不足」などにより利用者へのサービス提供が困難になると考えられる。一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結する。2年前に初めて作成したが、このマニュアルに従い訓練、検証を行いながら効率よく動けるように、マニュアルを随時改善していきたい。

1) 年2回、防災訓練の実施（火災、地震、感染）。

2) 緊急時連絡網の見直し。

- 3) 消火器、報知器、発電機等の設備操作方法の徹底。ガス漏れ防止。
- 4) 非常食、非常用燃料、飲料水の確保。
- 5) 救急、救命の講習、訓練。

3、保健衛生

令和2年から蔓延した新型コロナウイルス感染症により世界全体が振り回されてきた。当初は重症化したものの昨今では症状も軽くなり、令和5年5月8日より感染症法上では5類に分類され、規制も緩くなった。当施設ではご家族のご面会も直接ご利用者と会って頂く様にした。人数は3名以内、1回につき15分以内と制限をしているが、令和6年度までは年1～2回程度クラスターが発生していた。症状は比較的軽いものの、感染力は強く蔓延しやすい。世間では無防備に活動されている方が多く見受けられ、当施設でも以前のように濃厚接触者を隔離はせず3日間の様子観察、PCR検査よりも抗原検査で済ますようになった。施設内感染が無い様に最大限注意した。先ずは職員の体調管理と手洗い、うがい、そして屋内の清掃と消毒、加湿に努めた。職員は朝晩体温を測り、37.5度以上あれば医療機関を受診し、医師の指示によりPCR又は抗原検査を行った。陰性で熱が下がれば2日後に出勤。陽性であれば発症後5日は出勤停止。そして、ご利用者の食事前の消毒も徹底している。大半の人が新型コロナウイルスのワクチンを7回接種した。利用者にとっては、感染する事により隔離する事が精神的にも身体的にも重荷になっている。この世の中、多くの感染症があるが、いつまでたっても気が抜けない状況である。施設の対応と世間での対応の乖離が出てきて、ご家族の皆様にはご理解を頂いているが、どこまで厳密に感染対策を行うか、試行錯誤している状況である。

今までの経験をふまえ気を緩めることなく、適度な対応策を試行錯誤しながら継続したい。

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策に加え、インフルエンザ、ノロウイルス、O-157、レジオネラ属菌、MRSA、結核、疥癬等の対策。施設独自の安全、効率、コスト面を追及する。新型コロナウイルスやインフルエンザ等の外部からの持込や施設内の蔓延に気をつけ、感染予防を徹底したい。感染対策は早期発見、早期対策が重要である。
- 2) 感染の可能性のある人の施設内への立ち入り禁止。やむを得ない場合を除き、面会の禁止。
- 3) 常に清掃を行い、清潔を保つ。月1回の業者による清掃、ワックス掛けの実施。週3回、手すり等、手で触る部分の除菌剤による清拭。近隣で感染症が蔓延している時は必要に応じ消毒実施確認表を掲示し、確実に実施し頻度を

上げる。

- 4) 利用者側からの食中毒予防に努める。利用者の施設への持ち込み食品の制限。在宅での体調不良の早期把握。
- 5) 年2回の健康診断の実施。月1回（夏季は2回）の栄養士、調理員の検便の実施。
- 6) 毎日の飲料水の残留塩素検査、隔月の飲料水の水質検査。年2回の浴槽水のレジオネラ菌検査の実施、入浴日毎の浴槽水の残留塩素濃度の測定。週1回の濾過機の逆洗。浴槽水の換水。
- 7) 月1回の下水浄化槽の点検、管理。年1回の汚泥引き上げ。
- 8) 年1回の貯水タンクの清掃。
- 9) 定期的な厨房内の殺虫、保守点検。
- 10) 疥癬予防の為、利用者の衣類寝具の洗濯後の乾燥機使用。定期的な寝具、畳やマットの天日干しや交換、又は乾燥機による乾燥。施設内の薬剤噴霧。特に、在宅からの利用者には注意する。
- 11) 伝染性疾患の感染予防。特に外出時では、職員が病原菌を運ぶ日和見感染に注意する。滅菌装置の設置、薬剤の携帯、帰園時等の頻回な手指洗浄、うがいの励行。乾燥時期には加湿器を設置、運転する。必要に応じたマスクの着用。
- 12) よく忘れがちになるが、換気扇やエアコン、空気清浄機、加湿器、乾燥機、洗濯機等のフィルターの清掃やメンテナンスも重要である。
- 13) 褥瘡予防は、患部の清潔保持と圧力の分散を考える。OJTに加え褥瘡対策委員会での研修。

4、食事

食事は施設サービス、居宅サービスのいずれにおいても高齢者にとって最も大切であり、日々の生活の楽しみの一つであるため、安心・安全な食事提供を基本として特に配慮していく。現在は食材業者（(株)タクサン）との連携により、普通食に加えミキサー食や刻み食等についても加工された状態で納入されるなど、提供体制の充実が図られている。また新たなメニューの導入等、献立内容についても工夫が進められている。

一方で、目新しいメニューは必ずしも高齢者になじみがあるとは限らないため、年1回の嗜好調査に加え、日々のミールラウンドにおける観察や聞き取りを通して利用者の嗜好や摂取状況を把握し、栄養士を通じて食材業者と連携しながらよ

り良い食事提供に努める。月1回程度、営業担当が施設を訪問し、課題や改善点の共有および提案に関する意見交換を行うことで、連携を強化し継続的な質の向上を図る。

また、利用者の体調や摂食・嚥下機能、食事量の変化に応じて食事形態や内容の見直しを行い、低栄養予防と健康維持につなげていく。普段の食事では家庭的な雰囲気大切に、行事食や季節感のある献立を取り入れることで生活の楽しみにつながる食事提供を継続する。

厨房設備については老朽化が進んでいることから、衛生環境の向上および作業効率の改善を目的として、補助金の活用を含めた改修を計画的に検討していく。

食事形態については、普通食、一口大、刻み食、ソフト食、ミキサー食、ゼリー食の6種により、利用者の状態に応じた対応を行う。

5、職員研修

当施設にとって最も重要な事は、ご利用者が安心して気持ちよく生活出来る事である。その為にはご利用者と職員が互いに如何に信頼関係を構築しているかにつきる。介護力アップと資質向上を目指し13分野の委員会を下記の通り作り研修を行っている。

- 1、接遇（適切な言動、適切な応接）コンプライアンス（通報義務、個人情報保護、守秘義務）
- 2、職場環境改善（職場環境づくり）
- 3、身体拘束等適正化
- 4、感染症、食中毒対策
- 5、人権擁護、虐待防止
- 6、褥瘡対策研修
- 7、事故発生防止、安全対策（適切なケア、声掛け）
- 8、自衛消防訓練、避難訓練（災害対策）
- 9、感染BCP研修
- 10、災害BCP訓練（災害対策）

1 1, 交通安全に係る教育

1 2, 口腔衛生管理研修

1 3, 医療研修

6、建物、設備等の保守点検、リニューアル、入替

特別養護老人ホームの本館はハード的に老朽化したので、築後26年が経過した平成28年6月に、大規模なリニューアル工事を行い完成した。ほとんどの部分が新品同様となり、利用者も気持ちよく生活し、職員もまた気持ちよく仕事に取り組める様になった。後は厨房の建物と設備のリニューアルが課題である。使いながらの工事となるので、色々な人の意見を参考にしながら、じっくりと検討して合理的な計画を立てたい。本年度は温冷配膳車やその他緊急を要する機器からの入替やオーバーホールが必要となると予測している。その他、特養の機械浴、新館の給湯設備が寿命を迎えている。今の物よりより使い勝手の良い、熱効率の良い設備への更新を検討したい。

7、光熱費の高騰

令和4年度当初より円安や外国の紛争の影響により光熱費の支払いが急増した。特に電気代が4割程度上がったが、現在までもすべての物が徐々に値上がりし続けている。奈良県や宇陀市に補助してもらっているが、今の状態が続けばとても厳しい運営状態となる。必要なところは儉約できないが、無駄なところを無くすよう職員全員で取り組まねばならない。

8、技能実習生

令和7年1月より、特定技能の実習生が入職している。インドネシアからの20歳前後の女性2名である。日本語の日常会話程度は問題なく話せ、現地での介護の研修を終えている。3年間在籍予定である。又、令和8年2月末から新たにインドネシア人女性2名の実習生が入職予定である。今回はすでに1年間仕事に取り組んできた先輩2名がおり、コミュニケーションに関しては問題ないと考える。彼女らは積極的に仕事に取り組んでおり、お年寄りからの評判も良い。実習指導を通して仕事の内容、手順等を基本的に見直し、既存職員も共に資質を高めて行きたい。

9、配置医師の交替

特別養護老人ホーム悠楽園の嘱託医として平成24年より熊田内科クリニックの熊田院長に御尽力頂いていたが、熊

田先生もご高齢であると言う事で、令和7年6月に退職された。後任の嘱託医をあたった結果、辻村病院の先生に来て頂いている。

10、砂防ダム工事計画

施設建物の南側の西谷川上流に砂防堰堤の設置を宇陀市に要望し、令和3年度に砂防堰堤の管理用道路設計に伴う地質調査が行われた。令和4年度は管理用道路の設計変更に伴う地質調査が追加で行われた。令和6年度は施設を含む周辺の測量が行われ、新たな進入路が計画された。一部施設進入路を利用する構想であるが、構想図が出来ている。令和7年度は進入路の一部修正と修正部分のボーリング調査が行われた。工事着手にはまだまだ協議が必要であるが、最短でも2から3年はかかりそうである。(別紙参照)

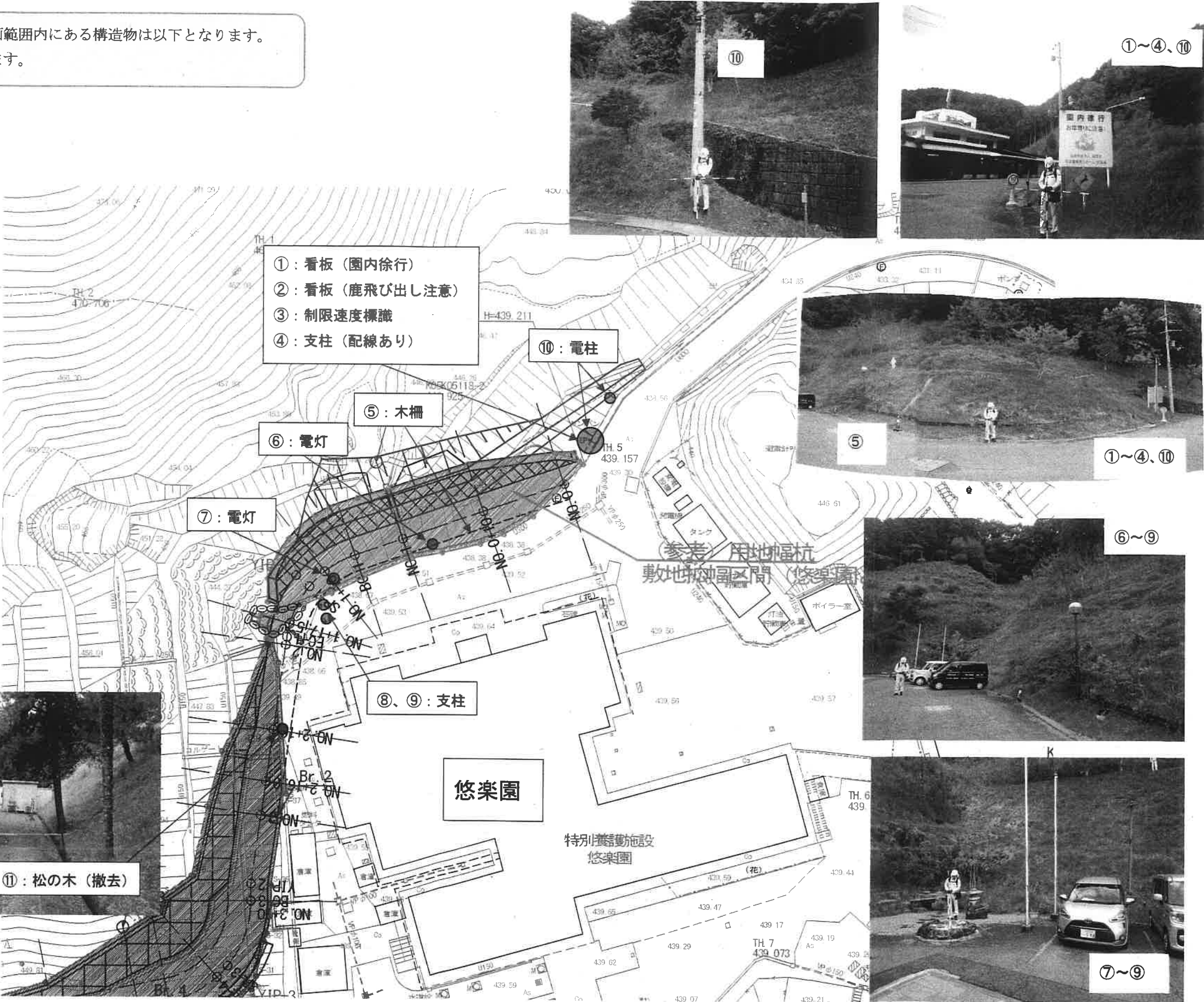
協議事項①：砂防事業で移設が必要となる構造物の確認

砂防堰堤の工事用道路（管理用道路）の計画範囲内にある構造物は以下となります。
そのため、工事に際して移設が必要となります。

移動が必要となる構造物一覧

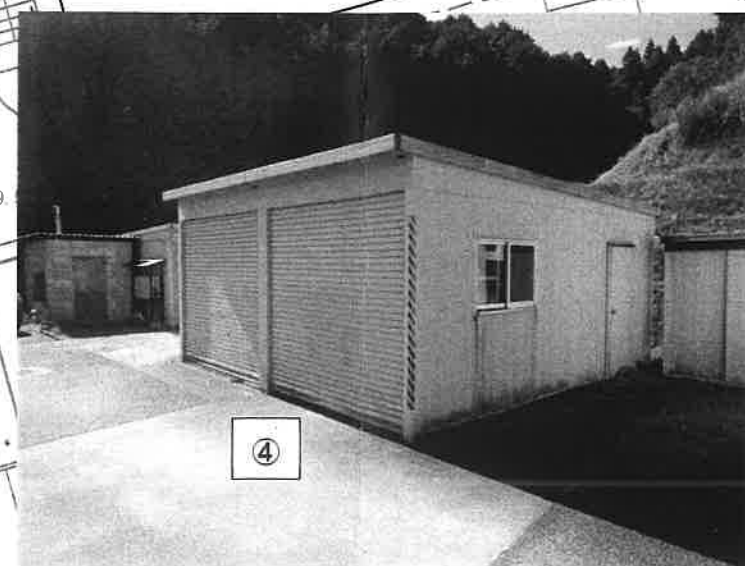
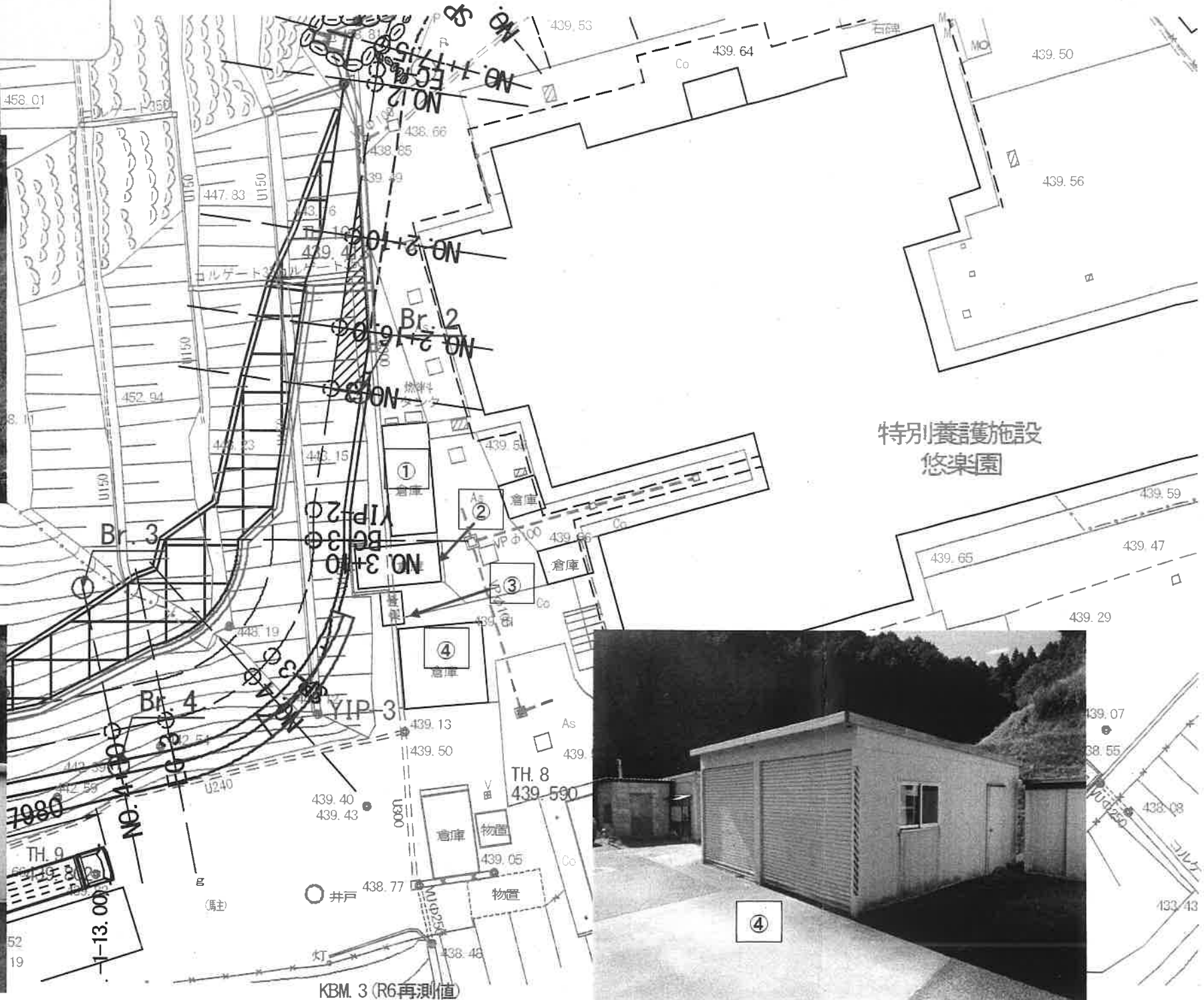
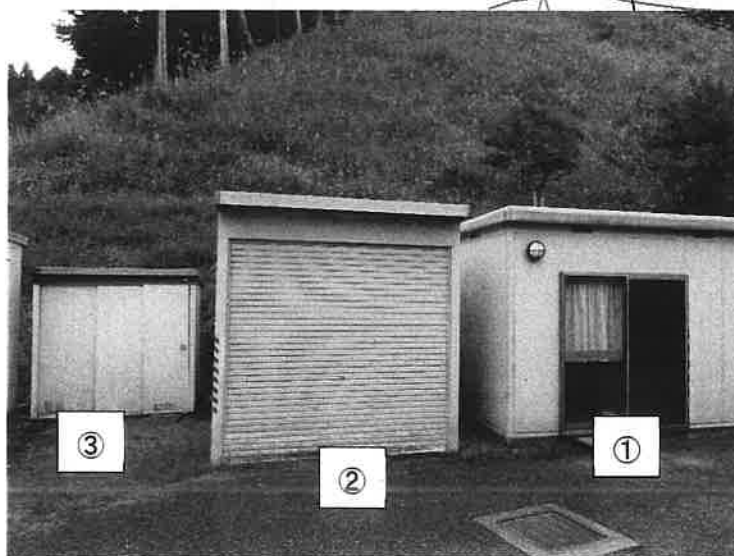
①	看板（園内徐行）
②	看板（鹿飛び出し注意）
③	制限速度標識
④	支柱（配線あり）
⑤	木柵
⑥	電灯
⑦	電灯
⑧	支柱
⑨	支柱
⑩	電柱
⑪	松の木

※⑩電柱もあわせて移設が必要
※⑪松の木は撤去となる



協議事項②：砂防事業で移設・再設置が必要となる構造物の確認

以下の倉庫は、砂防堰堤の工事用道路（管理用道路）の施工時に移設し、工事終了後に再設置いたします。



9

協議事項③：施工時の第2駐車場の借用について

施工時に、第2駐車場の駐車スペースを左右2台（計4台）と、
駐車場背面の平場を借用したいと考えております。

フェンスを撤去し、資材置き場としたい

資材置き場（案）

第2駐車場

借用したい範囲

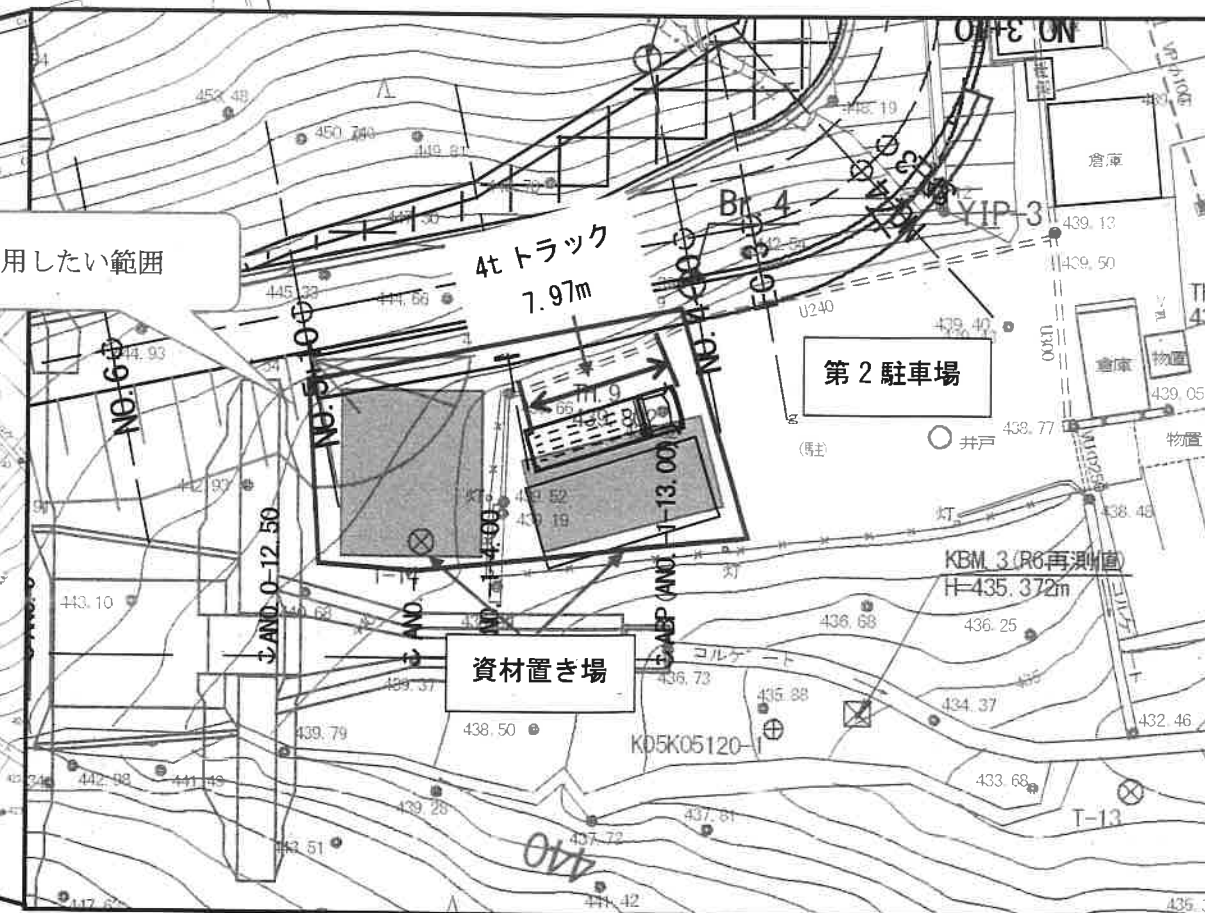


借用したい範囲

4tトラック
7.97m

第2駐車場

資材置き場



Ⅱ、介護老人福祉施設悠楽園（特別養護老人ホーム悠楽園）

1、概要

特別養護老人ホーム悠楽園への入所申し込みは、令和7年度2月現在、4人である。その中で、すぐに入所したい待機者はショートステイを利用することでほとんど対応できた。

介護の面では、やむを得ない場合を除き身体拘束は廃止であるが、令和7年2月時点で身体拘束は3名のみ行っている。、パルーンを自己で引き抜く為、防止用つなぎ服着用、車椅子利用者で食事中のみ転落防止の為に Y ベルト使用、及び就寝時体動が激しい人の転落防止用ベッド柵4本の設置である。

職員研修や施設内での3か月毎の委員内の開催、随時事例の検討を行い、改善に向けて取り組んでいる。事故が発生すれば直ちに受診し、対応している。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症は、当初は重症化したものの昨今では症状も軽くなり、令和5年より感染症法上では5類に分類され、規制も緩くなった。症状は比較的軽いものの、感染力は強く蔓延しやすい。令和6年度までは年1～2回程度クラスターが発生していたが令和7年度は施設内感染は発生しなかった。感染症は色々な種類があるが、今までの経験をふまえ気を緩めることなく、適度な対応策を試行錯誤しながら継続したい。

2、生活処遇目標

新型コロナウイルス感染症は5類に分類されるが終息はしていない。行事等行いにくいがある限り時間を見つけ安全第一で取り組む。季節にもよるが屋外での散歩や食事だけでも効果があると考えます。

- 1) 中度被介護者の積極的クラブ活動、行事参加と生き甲斐がある生活を目指す。
- 2) 重度被介護者、認知症老人の生活を考える。先ずは何を生きる楽しみにされているかを理解し、その人にとって安心して安楽に生活できる環境整備に取り組み、可能であれば各種行事参加等で生き甲斐を見出す。

3、行事

1) 基本方針

利用者の希望を尊重し、積極的参加を促す。又、新型コロナウイルス等の感染予防の為、外部の人との行事や

施設外行事は出来にくくなったが、お年寄りのストレスが溜まっている為、建物の外に出での散策等の機会を増やす。ただ利用者が重度化しており、体調には気を付けないといけないが、屋外での食事会や花見が好評であり、例えおやつだけでも屋外での機会を増やしたい。

2) 行事予定

今年度も、新型コロナウイルス感染症等の予防の為、終息状況を見ながら対外的な行事の再開を判断したい。

「Ⅳ、月別実施行事、研修等の予定」参照。

3) クラブ

料理、音楽とレクリエーションに人気がある。その他要望があれば気楽に自由参加できる事を随時取り入れる。外部からのボランティアの受け入れは難しいが、新型コロナウイルス感染症等が終息すれば、時期を見て歌謡ショーやコーラス等も再開したい。

4) 喫茶室

事務所前のミニ喫茶・販売部は毎日利用できる。平均10名程度の利用がある。

4、地域交流

色々な感染症が注意喚起されているが、地域の感染状況を見ながら再開を判断したい。

1) 介護相談員の受け入れ。

2) 仏教婦人会、自治会等の受け入れ。

3) 各種ボランティアの受け入れ。

4) 車内からの見学であっても、花見等の外出機会を増やす。

5) 地域の行事で、可能な利用者は参加する。

6) 近年、地理的な状況と近隣施設の増加により、実習生の受け入れが少なくなった。地元の高等学校に福祉科の学生の派遣を要請している。

Ⅲ、在宅介護サービス、生活支援ハウス

1、概要

在宅サービスの利用状況に関して前年度に対し居宅介護支援事業と通所介護の利用者数は前年度に対し減少傾向にある。体調を崩し、通所介護から短期入所生活介護の利用を希望されたり、老人保健施設に入所する人が居り、利用者の変動が多い事も理由である。在宅から施設利用への通過点と考えれば、それなりの意義があると考ええる。又、生活支援ハウスは入所希望の問い合わせや見学者は多いが、ご家族と同居の希望者は宇陀市で除外されており、現時点で定員10名中利用者は4名である。来年度は、とにかく基本に忠実に対応し、利用者の希望を最優先に考慮し、鍼灸、マッサージ師の業務時間を増やしてリハビリに力を入れ、充実した介護サービスとなる様に努力したい。特養に比べお元気な利用者が多く、家庭菜園で作物を作り、調理する事も喜ばれる。

2、行事予定 「Ⅳ、月別実施行事、研修等の予定」参照。

IV、月別実施行事、研修等の予定

1、法人、介護老人福祉施設、来園者、及び職員研修

	総務、法人関係	行事	慰問、ボランティア、研修、見学実習	職員研修、会議
4月	歯科Dr来園(毎月) 濾過機点検(毎月) まほろば協同組合監査(毎月) WAX(毎月) 本館清掃(毎日、土日以外) 職員健康診断(当・宿直職員) 本館清掃(毎日、土日以外)	喫茶店(毎月) 誕生日会(毎月) 散髪(毎月) 調理レクリエーション(毎月)	介護相談員	(毎月)運営会議、給食会議 (随時)新任研修会議、入所判定会議 (各委員会会議・研修) 運営委員会、職場環境づくり委員会 身体拘束等適正化委員会、感染症・食中毒対策委員会 人権擁護・虐待防止委員会、褥瘡対策委員会 事故防止・安全対策委員会、災害対策委員会
5月	毎月行事 ボイラー、エレベータ点検	毎月行事 開園記念日 母の日	介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
6月	毎月行事 消防点検 理事会、評議委員会	毎月行事 父の日	介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修 自衛消防訓練・災害訓練
7月	毎月行事 利用者レントゲン撮影 害虫駆除 ダンボール、衣類回収	毎月行事 七夕まつり 冬布団引取 夏布団納入	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
8月	毎月行事 エレベーター点検 自動ドア点検	毎月行事 夏祭り	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
9月	毎月行事 ボイラー点検	毎月行事 花火大会 敬老の日	毎月行事 介護相談員 宇陀市長寿祝い	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修

	総務、法人関係	行事	慰問、ボランティア、研修、見学実習	職員研修、会議
10月	毎月行事 夏布団引取、冬布団納入	毎月行事 バーベキュー大会	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
11月	毎月行事 インフルエンザ予防接種 エレベーター 自動ドア点検 理事会	毎月行事	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修 自衛消防訓練・災害訓練
12月	毎月行事 職員健康診断 消防点検 タイヤ交換 汚泥引上げ・タンク清掃 浴槽水検査、害虫駆除 ダンボール、衣類回収	毎月行事 クリスマス会 餅つき大会	毎月行事 介護相談員 円隆寺婦人会奉仕作業 クリスマス会(吉村様)	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
1月	毎月行事 ボイラー点検	毎月行事 お正月祝い膳	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
2月	毎月行事 エレベーター・自動ドア点検	毎月行事 節分	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修
3月	毎月行事 タイヤ交換 理事会	毎月行事 ひな祭り	毎月行事 介護相談員	毎月会議 随時会議 各委員会会議・研修

他に毎月又は、随時実施するもの（喫茶店）

クラブ活動として（習字クラブ、カラオケクラブ、貼り絵、ぬり絵等）

水質検査 — 大和環境センター エレベーター点検 — 日立エレベーター（株）
浄化槽点検 — アクアソリューション（株） ワックス掛け — ビーワーク

令和8年度事業計画書

2、介護老人福祉施設日課予定

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0																																			
毎 日	巡回・コール対応					体調不良者検温・血圧測定					定時おむつ交換・トイレ案内					起床・更衣・離床介助					お茶交換 着替え・洗面介助・朝食準備 うがい・口腔ケア 義歯洗浄					朝食介助・与薬・下膳 朝礼・申し継ぎ・ラジオ体操 臥床介助 陰部洗浄・定時おむつ交換 離床介助・トイレ案内 水分補給 屋食準備					口腔体操 屋食準備 臥床介助・与薬・下膳 うがい・口腔ケア・義歯洗浄 定時おむつ交換・トイレ案内					※は午前中行事があった場合 ※陰部洗浄 おやつ 水分補給 洗濯物集配 お茶交換 夜勤者との申し継ぎ・夕食準備 夕食介助・与薬 下膳・うがい・口腔ケア 着替え・義歯洗浄・臥床介助 定時おむつ交換・トイレ案内 体調不良者検温・血圧測定					水分補給・与薬					巡回・消灯					定時おむつ交換・トイレ案内 水分補給					巡回・コール対応				
平日（日曜含む）									清掃・トイレ掃除								行事 義歯洗浄																																											
シーツ交換日									清掃・トイレ掃除								行事 清掃																																											
入浴日									清掃 洗濯物集配・処理 ベッドメイキング								機械浴 一般浴・リフト浴								機械浴																																			

注:おむつ交換・トイレ案内と清拭は定時以外に必要に応じ随時

3、通所介護日課予定

1) 日課予定表

8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
迎 え	看護師による 体調 チェック 荷物 整理	入 浴 非入浴の利用者は、介護計画に 基づく個別行動 (工作等のミニレクリエーション、 コミュニケーション、及び水分補給)					食事前 の 体 操	食事の準備 食 事 喫 茶	休養時間 個別リハビリ、 コミュニケーション 等	レクリエーション 不参加の利用者は、 介護計画に基づく個 別行動 (工作・絵画等のクラ ブ活動や、個別リハ ビリ)	おやつ	カラオケ、 カードゲーム等		送 り			
※ あくまでも標準的な場合であり、通所介護計画や本人の体調、希望により時間的に変化する。																	

2) 年間行事

4月	お花見 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	7月	七夕飾り付け すいか割り 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	10月	バーベキュー大会 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	1月	鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 鏡開き 散髪
5月	開園記念 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪、園芸	8月	夏祭り 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	11月	鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 園芸 散髪	2月	雛飾り 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪
6月	七夕飾り作り 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	9月	敬老のお祝い 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪	12月	クリスマス会 餅つき 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 散髪 門松	3月	ひな祭り 鍼灸マッサージ 喫茶店 おやつ作り 誕生日会 園芸 散髪

※ クラブ活動は、工作、貼り絵、カラオケ、料理、園芸等。

機能訓練やレクリエーションは、平行棒による歩行訓練、ゴルフゲーム、ボールしりとり、テーブルカーリング、玉入れ、輪投げ等。

4、生活支援ハウス年間行事計画

4月	お花見 外出支援	7月	七夕まつり 外出支援	10月	ハロウィン飾り作り 外出支援	1月	福笑い・書初め大会 鍋パーティー 外出支援
5月	開園記念行事参加 外出支援 園芸	8月	花火見物 そうめんパーティー 外出支援	11月	インフルエンザ予防接種 秋の散策 園芸クラブ 外出支援	2月	節分 外出支援
6月	七夕祭り飾り作り 外出支援	9月	お月見 外出支援	12月	クリスマス飾り作り 大掃除 外出支援	3月	

※ その他、特別養護老人ホーム、通所介護部門でのクラブ活動や行事に参加。月一回程度、茶話会を行う。
園芸クラブは、作物が出来次第収穫し、調理して食べる。